

【参考】 計量法 (抜粋)

(使用の制限)

第 16 条 次の各号の一に該当するもの（中略）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（中略）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

- (1) 計量器でないもの
- (2) 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
 - イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第 72 条第 1 項の検定証印が付されている特定計量器
 - ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第 96 条第 1 項（第 101 条第 3 項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの
- (3) 第 72 条第 2 項の政令で定める特定計量器で同条第 1 項の検定証印又は第 96 条第 1 項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2～3 略

(検定証印)

第 72 条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

3～5 略

(表示)

第 96 条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第 76 条第 1 項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第 1 項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 2 第 72 条第 2 項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第 2 項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

3 略

(罰則)

第 172 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条第 2 項、第 49 条第 1 項若しくは第 3 項、第 68 条、第 97 条第 2 項又は第 116 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者
- (2) 略